

貸借対照表
(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,780,508	I 流動負債	3,852,616
現金及び預金	349,991	買掛金	1,375,299
事業未収金	2,290,416	短期借入金	1,329,720
たな卸資産	105,248	リース債務	248,388
前払費用	28,284	未払金	176,838
その他の流動資産	17,009	未払費用	232,191
貸倒引当金	△ 10,440	未払法人税等	2,660
II 固定資産	5,187,766	未払消費税等	35,743
1 有形固定資産	4,880,225	預り金	70,262
建物	2,014,699	賞与引当金	381,514
建物付属設備	993,030	II 固定負債	3,496,212
構築物	67,073	長期借入金	1,871,440
機械装置	960	長期未払金	4,679
工具器具備品	1,492	リース債務	664,159
車両運搬具	166,471	退職給付引当金	955,934
土地	860,381	負債合計	7,348,828
リース資産	776,119	純資産の部	
2 無形固定資産	103,059	科目	金額
ソフトウェア	45,620	I 積立金	619,446
リース資産	54,496	設立等積立金	1,128,848
その他の無形固定資産	2,943	繰越利益積立金	△ 509,402
3 その他の資産	204,482	純資産合計	619,446
長期貸付金	35,493	負債・純資産合計	7,968,274
長期前払費用	168,319		
その他の固定資産	669		
資産合計	7,968,274		

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

当会計年度より医療法人会計基準（厚生労働省令第95条 平成28年4月20日）を適用して計算書類を作成しております。

1. 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は最終仕入原価法による低価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。建物及び建物付属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 7年～47年

建物付属設備 3年～47年

構築物 3年～60年

機械装置 9年～14年

工具器具備品 2年～20年

車両運搬具 2年～10年

(2) 無形固定資産

定額法により5年で償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として5年～10年で償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等については回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当会計年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社会療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

5. 消費税及び地方法人税の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ただし、固定資産に関わる控除対象外消費税等は、長期前払消費税として投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、建物に関しましては20年で均等償却を行い、その他の固定資産に関わる控除対象外消費税等は、5年間で均等償却を行っております。その他の控除対象外消費税等は期間費用として計上しております。

6. その他貸借対照表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

7. 重要な会計方針を変更した旨等
該当事項はありません。

8. 資産及び負債のうち収益業務に関連する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項
該当事項はありません。

9. 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供されている資産

建物	2,014,699 千円
建物付属設備	993,030 千円
土地	179,261 千円
計	3,186,990 千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	203,120 千円
長期借入金	1,810,640 千円
計	2,013,760 千円

10. 法第 51 条第 1 項に規定する関係事業者に関する事項
該当事項はありません。

11. 重要な偶発債務に関する事項
該当事項はありません。

12. 重要な後発事象に関する事項
該当事項はありません。

13. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産減価償却累計額
3,206,835 千円

(2) 財務制限条項

当社会医療法人が締結しているシンジケート・ローン契約については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

①各会計年度の末日において期末における純資産の金額が、2016 年 3 月期の純資産の金額又は前会計年度末の純資産の金額のいずれか高い方の 75%以上に維持すること。

②2016 年 3 月期以降の事業年度において、連続する 2 つの会計年度の末日における損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。